

○「直轄国立公園事業取扱要領」について

平成19年7月1日 環自国発第070701001号・環自総発第070701001号
各地方環境事務所国立公園・保全整備課長・釧路、長野及び那覇自然環
境事務所国立公園企画官宛 自然環境局国立公園課長・自然環境整備担
当参事官連名通知

標記については、平成19年7月1日付け環自国発第070701001号及び環自総発第070701001号をもって自然環境局長から通知されたところである。当該取扱要領の運用に当たっては、下記事項に留意されたい。また、直轄国立公園事業の執行に当たっては、環境省による事業執行が他の公園事業執行者の模範となるよう、これまで以上に地方環境事務所等の公園保護担当官、施設整備担当官、国有財産担当官及び担当自然保護官事務所等の情報共有、協力体制の構築に努めること。

なお、当該取扱要領施行以前に執行している直轄国立公園事業の執行状況については、平成19年7月20日までに下記の様式にて整理を行うこと。

記

- 1 取扱要領第4の「国立公園管理計画に定める基準」は、「国立公園管理計画作成要領について」(平成18年4月20日付け環自国発第060420001号自然環境局長通知)別添第4の「・公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項」において定める事項をいうものとする。
- 2 取扱要領第5の「別に定める様式による調書」は、別添1「様式1(直轄事業執行台帳(当初・変更))」によることとする。
- 3 取扱要領第13の「別に定める様式による調書」は、別添2「様式2(直轄事業執行台帳(休止・廃止))」によることとする。
- 4 取扱要領第15の「電子情報処理組織」は、環境省総合文書管理システムの国立公園業務管理システムを示す。

別 添

直轄国立公園事業取扱要領

第1節 総論

(通則)

第1

自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第9条の規定による国立公園に関する公園事業の執行のうち環境省が執行するもの（以下「直轄事業」という。）については、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号。以下「令」という。）及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2節 直轄事業執行の決定

(執行の決定)

第2

直轄事業の執行は、当該事業に係る地域を管轄する地方環境事務所長（釧路、長野又は那覇自然環境事務所の管轄区域に係るものにあつては、それぞれ釧路、長野又は那覇自然環境事務所長。以下「地方環境事務所長等」という。）が決定する。

(執行の決定に係る審査事項)

第3

地方環境事務所長等は、執行の決定に関し、次の各号に掲げる事項について審査するものとする。

- ・ 国立公園に関する公園計画（以下「国立公園計画」という。）及び公園事業の決定との整合性
- ・ 行為地及び行為地周辺の状況
- ・ 事業施設の管理方法の適否
- ・ 事業執行の必要性及びその効果
- ・ 事業執行が風致、景観又は風景に及ぼす支障の有無
- ・ 土地所有者の諾否
- ・ その他決定の判断に必要な事項

(執行の決定に係る基準)

第4

執行の決定は、次に掲げる要件に適合するものに行うものとする。

- ・ 当該事業の執行内容が、国立公園計画及び国立公園事業の決定の内容に適合すること。
- ・ 当該事業の執行区域又は区間が明確であること。
- ・ 当該事業の執行内容が当該地域の国立公園管理計画（「国立公園管理計画作成要領について」平成18年4月20日付け環自国発第060420001号自然環境局長通知に基づき定められたものをいう。）に定める基準に適合するものであること。

- ・ 付帯施設がある場合には、当該付帯施設が「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」(平成3年7月5日付け環自計第128号及び環自国第385号自然保護局長通知)に適合するものであること。
- ・ 事業の執行により、保護のための施設に関する事業にあつては国立公園の保護上の効果、利用のための施設に関する事業(以下「利用施設事業」という。)にあつては国立公園の利用上の効果がそれぞれ認められるものであるとともに、それらの効果を発揮するために必要かつ十分な施設であること。また、事業の執行がそれぞれ国立公園の利用又は保護に支障を及ぼすものでないこと。
- ・ 施設の構造及び設備の安全性並びに執行区域及び区間における公園事業執行の特性に応じた安全性が十分確保されていること。
- ・ 利用施設事業については、施設の構造及び設備に関し、利用上の快適性に十分配慮されていること。
- ・ 施設の管理又は運営方法が適切であること。
- ・ 当該事業の執行が、他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。
- ・ 当該事業の執行につき、工事等が伴う場合であつて当該工事について他の法令の規定により許可、確認その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。

(執行の決定に係る事務処理方法)

第5

- 1 執行の決定に関し、地方環境事務所(釧路、長野又は那覇自然環境事務所の管轄区域に係るものにあつては、それぞれ釧路、長野又は那覇自然環境事務所。以下「地方環境事務所等」という。)においては、規則第1条第1号から第5号までに掲げる書類及び別に定める様式による調書を作成すること。

ただし、規則第1条第1号から第5号までに掲げる書類については、行為が軽易であることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときには、当該添付図面の一部を省略することができる。

- 2 地方環境事務所長等は、執行の決定を行った場合には、速やかにその旨を前項に定める様式による調書を添えて自然環境局国立公園課長に報告すること。

第3節 執行の決定事項の変更

(執行の決定事項の変更決定)

第6

執行の決定事項について、令第3条第1項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、地方環境事務所長等が決定する。

(執行の決定事項の変更決定に係る審査事項)

第7

地方環境事務所長等は、執行の決定事項の変更決定に関し、第3各号に掲げる事項について審査するものとする。

(執行の決定事項の変更決定に係る基準)

第8

執行の決定事項の変更決定は、その内容が第4各号に掲げる要件に適合するものについて行うものとする。

(執行の決定事項の変更決定に係る事務処理方法)

第9

1 執行の決定事項の変更決定に関し、地方環境事務所等においては、規則第1条第1号から第5号までに掲げる書類のうち変更の内容に係るもの及び別に定める様式による調書を作成すること。

ただし、規則第1条第1号から第5号までに掲げる書類については、行為が軽易であることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときには、当該添付図面の一部を省略することができる。

2 地方環境事務所長等は、執行の決定事項の変更決定を行った場合には、速やかにその旨を前項に定める様式による調書を添えて自然環境局国立公園課長に報告すること。

第4節 休止又は廃止

(休止又は廃止の決定)

第10

直轄事業の休止又は廃止については、地方環境事務所長等が決定する。

(休止又は廃止についての審査事項)

第11

地方環境事務所長等は、休止又は廃止の決定に関し、次の各号に掲げる事項について審査するものとする。

- ・ 当該事業の休止又は廃止の必要性
- ・ 当該事業の休止又は廃止による国立公園の保護又は利用上の支障の有無
- ・ その他決定の適否の判断に必要な事項

(休止又は廃止に係る基準)

第12

直轄事業の休止又は廃止の決定は、次の各号に掲げる要件に適合するものに行うものとする。

- ・ 休止又は廃止がやむを得ないと認められる事情によるものであること。
- ・ 休止又は廃止により国立公園の保護又は利用上重大な支障が生じるおそれのないものであること。
- ・ 休止については、休止の予定期間終了後、施設の供用を再開することが確実であると

ともに、休止期間中、施設の管理が適切に行われるものであること。

- ・ 廃止については、廃止後、施設の撤去等により国立公園の保護又は利用上支障が生じないよう措置がとられるものであること。

(休止又は廃止に係る事務処理方法)

第13

- 1 執行の休止又は廃止の決定に関し、地方環境事務所等においては、規則第5条第2号から第5号までに掲げる書類及び別に定める様式による調書を作成すること。
- 2 地方環境事務所長等は、事業の休止又は廃止の決定を行った場合には、速やかにその旨を前項に定める様式による調書を添えて自然環境局国立公園課長に報告すること。

第5節 施行委任

(施行委任の取扱い)

第14

地方公共団体への施行委任による直轄事業についても、本要領の規定を適用する。

第6節 電子情報処理組織

(電子情報処理組織による手続)

第15

第5、第9及び第13に掲げる「別に定める調書」の作成は、電子情報処理組織により行うこととする。

附 則

この取扱要領は、平成19年7月1日から実施する。